

文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る健康診断実施要綱

2019 文子幼第 2159 号令和元年 8 月 26 日区長決定

2022 文子幼第 10632 号令和 5 年 3 月 28 日部長決定

2025 文子幼第 1459 号令和 7 年 6 月 24 日部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱（18 文男保第 1449 号。以下「健康対策実施要綱」という。）第8条の規定に基づき実施する健康診断（以下「健康診断」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 健康診断の対象者は、健康対策実施要綱第1条に規定する健康対策対象者（以下「対象者」という。）とする。

(健康診断の内容)

第3条 健康診断は、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱（15 文福育第 1599 号）により設置された文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会（以下「専門委員会」という。）において推奨された当該各号に定める内容とする。

(1) 一次検査 胸部X線写真撮影及び読影

(2) 二次検査 胸部CT写真撮影及び読影

2 区長は、前項各号に掲げる検査のうち、胸部X線写真撮影及び胸部CT写真撮影を医療機関に委託して行うものとする。

3 専門委員会は、第1項各号に掲げる検査のうち、読影を行うものとする。

(一次検査の実施方法)

第4条 健康診断を希望する対象者は、文京区さしがや保育園アスベストばく露に係る健康診断申込書（別記様式第1号）を区長に提出した上、前条第2項に規定する医療機関（以下「委託機関」という。）において胸部X線写真撮影を行うものとする。

2 専門委員会は、前項の規定により撮影された胸部X線写真の提出があったときは、当該写真について読影を行い、その結果を当該対象者に通知するものとする。

する。

（二次検査の実施方法）

第5条 前条第2項の読影（次条第2項の規定による胸部X線写真の読影を含む。）の結果、何らかの異常が見られ、より精密な検査が必要であると専門委員会が判断した場合において、対象者が希望するときは、二次検査を行うものとする。

2 二次検査を実施する場合にあつては、前条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「胸部X線写真撮影」とあるのは「胸部CT写真撮影」と、同条第2項中「胸部X線写真」とあるのは「胸部CT写真」と読み替えるものとする。

（委託機関以外における検査）

第6条 対象者は、委託機関以外で撮影した胸部X線写真又は胸部CT写真（撮影した日からおおむね1年以内に読影を行ったものに限る。）による読影を希望するときは、文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る胸部X線写真等読影申込書（別記様式第2号）を区長に提出するものとする。

2 専門委員会は、前項の規定により撮影された胸部X線写真又は胸部CT写真について、対象者からの提出に基づき読影を行い、その結果を当該対象者に通知するものとする。

（読影結果の保管）

第7条 区長は、読影に用いた胸部X線写真若しくは胸部CT写真又はこれらの複製を健康対策実施要綱が廃止されるまでの間、保管をしなければならない。

（費用負担）

第8条 区長は、第4条から第6条までに規定する検査について、別表に定める金額を負担するものとする。ただし、区長が特別な理由があると認めたときは、別表に規定する上限額を超えて負担することができる。

（負担金の申請及び支払）

第9条 前条の規定により区が負担する費用（以下「負担金」という。）の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表に掲げる書類を添えて、健康対策実施要綱第5条第3項に規定する文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る健康診断及び健康相談費用等交付申請書兼請求書（以下「請求書」という。）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の規定により請求書の提出があったときは、申請者に対し負担金を支払うものとする。

(負担金の取消し)

第 10 条 区長は、前条の規定により負担金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該負担金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により、負担金の交付を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(負担金の返還)

第 11 条 区長は、前条の規定により負担金の交付の全部又は一部を取り消したとき当該取消しに係る部分に関し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(事務局)

第 12 条 健康診断実施の事務局は、子ども家庭部幼児保育課に置く。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、決定日から施行する。

別表（第8条、第9条関係）

区 分	金 額	上限額	添付書類
第4条から第5条 までの規定により 読影を受けるに当 たり、診断書を取 得し、及び提出す る場合（区が診断 書の提出を求めた 場合に限る。）	診断書料：実費	10,000 円	領収書
	診断書を取得及び提出するた めに要した交通費：必要かつ 妥当な実費	50,000 円	交通費の内訳書・領収書 （領収書は、タクシー 代、高速道路代及び駐車 場代について申請する 場合に限る。）
	診断書の提出のための郵送 料：実費	なし	なし
第4条又は第5条 の規定により一次 検査又は二次検査 を受ける場合	検査1回につき 4,000 円	検査1回 につき 4,000 円	なし
第6条の規定によ り検査を受ける場 合	胸部X線写真及び胸部CT写 真（以下「写真」という。）の 撮影（対象者が自費で行った 場合に限る。以下この表にお いて同じ。）及び複写の費用： 実費（※3）	50,000 円	領収書
	写真の撮影、複写及び提出の ために要した交通費：実費	50,000 円	交通費の内訳書・領収書 （領収書は、タクシー 代、高速道路代及び駐車 場代について申請する 場合に限る。）
	写真の提出のための郵送料： 実費	なし	なし

備考

- 1 海外において診断書を取得した場合は、為替レートを基に円換算した上で、上記の算
定基準に準じて取り扱う。

- 2 診断書料の負担については、診断書の取得日から、おおむね1年以内に読影を行った場合に限る。
- 3 交通費に係る負担については、タクシーその他の公共交通機関の料金水準を相当程度超える費用を要する交通手段を使用した場合において、公共交通機関の便などを考慮した上で相当性が認められないときは、電車、バス等の運賃を限度とする。
- 4 交通費に係る負担について、自家用車を使用した場合は、ガソリン代、高速道路代及び駐車場代を負担する。この場合において、ガソリン代は、移動距離に応じて1km当たり15円で算定する(算定した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)

年 月 日

文京区長 殿

文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る健康診断申込書

文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る健康対策として、文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る健康診断実施要綱第4条第1項又は第5条第2項の規定により、区が実施する健康診断を申し込みます。

なお、撮影された胸部X線写真又は胸部CT写真については、健康診断終了後、文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱が廃止されるまで、区において保管することに同意します。

【検査種別： 】

ふりがな 申込者氏名	
生年月日	年 月 日生
住 所	〒
連絡先	自宅電話 () 携帯電話 () メールアドレス
連絡事項	

文京区立さしがや保育園アスベストばく露に係る胸部X線写真等読影申込書

なお、胸部X線写真等については、読影終了後、文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱が廃止されるまで区において保管することに同意します。

7